

浜松市農業経営資金償還利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、食料・農業・農村基本法及び農業経営基盤強化促進法の目指す効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、もって浜松農業の振興を図るため、農業経営資金に係る利子の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における、用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 農業経営資金とは静岡県農業近代化資金利子補給要綱（平成16年5月14日付け農金第1004号農業水産部長通知。以下「県要綱」という。）第2条第4項に定める農業近代化資金と、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）第3に定める農業経営基盤強化資金をいう。

(2) 補助対象者とは、農業経営資金を借り受けた別表に定める者とする。

(3) 貸付金融機関とは、県要綱第2条第3項各号並びに株式会社日本政策金融公庫及びその受託金融機関とする。

(補助の対象)

第3条 この要綱における補助の対象は、補助対象者が貸付金融機関から借り受けた農業経営資金の利子とし、申請者、利子助成期間、補助率は別表に定めるとおりとする。

2 補助対象者は、市税を完納している者であることとする。

3 補助対象者は、浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこととする。

(貸付実行報告)

第4条 貸付金融機関は、農業経営資金の貸付けを実行したときは、速やかに貸付実行報告書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(事務の委任)

第5条 補助対象者は、この要綱に基づき制度を取り扱う貸付金融機関に対して、補助金の受領を委任できるものとし、委任する場合は、当該金融機関に委任状（第2号様式）を提出するものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 利子補助金の交付の申請をしようとする申請者は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書及び実績報告書（第3号様式）なお、給与所得者を雇用する事業者については「市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し」を添付すること。

(2)市税納付・確認同意書(第4号様式)

(3)暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)

2 利子補助金対象者から委任された貸付金融機関が交付の申請を行う場合の提出書類は次に掲げる書類とする。なお、前項3号の書類については本項1号の書類をもってその役割を果たすものとする。

(1)交付申請書及び実績報告書(第6号様式)

(2)市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(3)補助対象者の市税納付・確認同意書(第4号様式)

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請及び実績報告があったときは、これを審査し、当該申請及び実績報告が適当であると認めるときは、その交付を決定するとともに交付額を確定し、決定及び確定通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(請求の手続き)

第8条 申請者は、前条による補助金の交付決定及び確定通知書を受領した後10日以内に請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(利子補助金の打ち切り等)

第9条 市長は、農業経営資金の貸付けを受けた補助対象者が、その借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資期間に対する利子補助金を打ち切ることができる。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金について適用する。

別表

資金名	農業近代化資金	農業経営基盤強化資金
補助対象者	<p>当初、貸付決定時において下記に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 農業協同組合 ・ その他の担い手（県要綱第2条第2項の（1）を除く各号に定める者をいう。） 	<p>当初、貸付決定時において下記に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者
申請者	補助対象者又は貸付金融機関	
利子助成期間	<p>平成24年度以前の資金借入申込または平成25年5月31日までの貸付決定分については当初貸付決定時の償還期間内</p> <p>平成25年度貸付決定分（以外）及び平成26年度以降貸付決定分については当初貸付決定時の償還期間内または、貸付当初5年間（貸付実行日から貸付実行日の5年後の応当日の前日まで）の、いずれか短い期間</p>	<p>平成24年度以前の資金借入申込または平成25年5月31日までの貸付決定分については、当初貸付決定時の償還期間内</p> <p>平成25年度貸付決定分（以外）及び平成26年度以降貸付決定分については利子助成なし</p>
補助率	<p>当初の貸付決定時の利率とする。ただし、補助対象者が負担する金利のうち、1%を上限とする。</p>	<p>当初の貸付決定時の利率とする。ただし、市町利子助成率（静岡県農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金交付要綱第3の1または静岡県農業経営基盤強化資金金利負担軽減利子助成事業費補助金交付要綱第3の1）と合わせて年1.5%以内とする。（市の単独助成率は、補助対象者が負担する金利のうち、1%を上限とする。）</p>

第1号様式(第4条関係)

貸付実行報告書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

所在地
名称
代表者氏名 印

農業経営資金について、次のとおり貸付けたので報告します。

資金名	
貸付先氏名	
貸付決定日	年 月 日
貸付実行日	年 月 日
貸付実行額	円
償還期限	年 月 日
貸付利率	パーセント
償還内容	償還回数 回
初回償還日	年 月 日
	初回償還額 円
	2回目以降償還額 円
約定償還月	
備考	

(注)「償還内容」欄の償還額について、元利均等償還等により毎回償還額が異なる等で欄が不足する場合には適宜別紙に記載すること。

第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

委 任 状

（貸付金融機関名） 様

住所又は所在地

氏名又は名称

印

私は、農業経営資金償還利子補助金の申請、請求及び受領を、下記の者に委任いたします。

所在地

名 称

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市長 氏 名

所在地

名 称

代表者氏名

印

農業経営資金償還利子補助金交付申請書及び実績報告書

年度[]資金貸付けに係る事業について、
利子補助金の交付を受けたいので、次のとおり浜松市農業経営資金償還利子補助金交付要綱第6条の規定により申請します。また、同第6条の規定により貸付の内容が分かる書類を添えて実績報告します。

記

1 事業名、目的及び内容

2 交付申請額及び実績報告額

金

円

第4号様式(第6条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 農業振興課

浜松市農業経営資金償還利子補助金補助対象者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付手続きに伴い、浜松市農業経営資金償還利子補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助対象者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市農業経営資金償還利子補助金

第5号様式（第6条関係）

暴力団排除に関する誓約書

浜松市農業経営資金償還利子補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

第6号様式(第6条関係)

(代理受領金融機関用)

年 月 日

(あて先)

浜松市長 氏 名

所在地

名 称

代表者氏名

印

浜松市農業経営資金償還利子補助金交付申請書及び実績報告書

年度〔 〕資金貸付けに係る事業について、
利子補助金の交付を受けたいので、次のとおり浜松市農業経営資金償還利子補助金交付要綱第6条の規定により申請します。また、同第6条の規定により貸付の内容が分かる書類を添えて実績報告します。

なお、利子助成対象者については、本要綱第5号様式の誓約書の内容について、金融機関としての業務内において確認しております。

記

1 事業名、目的及び内容

2 交付申請額及び実績報告額

金

円

第7号様式(第7条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

氏 名 様

浜松市長 氏 名 印

補助金の交付について(決定及び確定)

年 月 日付けで申請のありました 年度
〔 〕資金利子補助金について、下記のとおり条件を付して決
定し、確定します。

交付額

		百万			千			円
金 額								

記

交付の条件

- 1 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- 2 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 3 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 4 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長 氏 名

所在地
名 称
代表者氏名 印

請 求 書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付確定を受けた〔 〕資金の利子補助金を浜松市農業経営資金償還利子補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

1 請 求 額

金 額	百万			千			円
-----	----	--	--	---	--	--	---

2 口座振替先

口座振込先金融機関名	銀 行 信用金庫	本店 支店
口 座 種 別	1 普通預金 2 当座預金 3 ()	
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 称		